

介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務仕様書

1 事業名

介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業実施委託業務

2 目的

介護ニーズの急増と多様化が進む一方、人口減少社会の到来により介護人材の確保が困難になりつつある。そのため、ロボットや ICT 等のテクノロジーを活用したサービスの質の向上、職員の負担軽減などが必要となっており、医療・介護分野等における介護・リハビリ支援ロボット（以下、「ロボット」という。）の導入は喫緊の課題となっている。

本県では、これまで介護ロボットと現場ニーズのマッチングを通じて、ロボット技術の向上と現場への実装に向けた支援を行ってきた。一方で、ロボット導入の際、施設や設備の改修が必要となる場合や、導入後も人件費の削減には繋がらない場合もあり、ロボットを導入したものの、業務改善には結びつかず、十分に導入の効果が実感できない場合も多い。

そこで、本事業では介護現場において、現状分析・改善提案などによる業務の見直しとロボット技術の導入を一体的に進め、ロボットを活用した業務改善の新しいスタンダードとなるモデルケースを創出し、本県における介護ロボットの導入・活用を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 事業内容

(1) 相談窓口の設置・運営

ロボット開発に取り組む県内企業等（愛知県内に事業所を有する企業・団体及び「あいちロボット産業クラスター推進協議会」の会員企業・団体、等。以下「開発側」という。）、医療・介護施設等（以下、「利用側」という。）の双方の課題に対応する相談窓口を設置し、ロボット開発・実用化（開発には既製品の改良開発を含む。以下同じ。）やロボット導入・活用に関する相談に対して助言等を行う。

(2) マッチング支援

試用可能なロボットを有する開発側とロボット導入・活用の意向がある利用側とのマッチングを専門的な知見を有するコーディネータが支援する（以下、「活用マッチング」という。）。また、他企業・団体等（利用側を除く。以下、「他企業等」という。）との協業を求める開発側に対するマッチングを支援する（以下、「開発マッチング」という。）。

(3) ロボット活用による改善提案・導入支援

相談助言・マッチング支援を実施する介護施設の中から、専門的なアドバイザー機関による支援が効果的と考えられる施設を選定し、業務改善の専門家による現状分析や改善提案などを実施、業務改善に結び付けられる介護ロボットの導入・活用を伴走的に支援することで、業務改善のモデルケースを創出する。

5 委託内容

(1) 相談窓口の設置・運営

ア 窓口の設置・運営体制

- ・ロボット開発・実用化やロボット導入・活用に関する開発側、利用側の双方の相談に対して助言等が可能なコーディネータを配置した相談窓口を設置すること。
- ・相談窓口は契約締結後、速やかに設置し、令和9年3月中旬まで運営すること。また、年末年始を除き具体的な相談対応を週3日程度対応できる運営体制とすること。

イ 相談対応

- ・開発側に対して現場ニーズに基づくロボット開発・実用化に関する助言等を行うこと。
- ・利用側に対してロボット導入・活用に関する助言等を行うこと。
- ・相談は相談シート（受付票）やWebフォームにより受け付け、相談内容等について、関係者間で円滑に共有できるようにすること。
- ・対応にあたり、開発側に対して、ロボットの開発段階、利用側での評価・効果検証の実施や他企業等との連携の希望、利用側に対して導入・活用の意向等を聴取して、マッチング支援に繋げること。また窓口から開発側・利用側に積極的に働きかけて、情報収集すること。
- ・県から情報提供を受けて、必要により、2021年度から2025年度に実施した「介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業」の支援対象者のフォローアップを行うこと。
- ・相談案件毎に対応実績を記録すること。

ウ 支援件数

- ・20件程度（（1）相談窓口の相談件数と（2）マッチング支援件数の計）

(2) マッチング支援

ア 支援対象

<活用マッチング>

- ・製品化されたロボット又は1年以内に製品化を目指す開発中のロボット（安全性やリスクについて説明可能なもの）を有する開発側
- ・ロボット導入・活用の意向があり、ロボットの試用に対応可能な利用側

<開発マッチング>

- ・ロボットやロボットソリューションの開発にあたり、他企業等との協業を求める開発側
- ・ロボットの高付加価値化に資する技術・製品を有する企業・団体等

イ 支援方法

- ・介護現場等におけるロボット活用に知見を有するコーディネータが支援を実施し、マッチングの確度を高めるための工夫をすること。
- ・マッチング支援に繋げるため、公表可能なシーズ（製品含む。）や利用側のニーズ・課題について、公表する場（オンラインでも可。）を積極的に設けPRすること（県と連携する場合、実施に係る業務と費用とは、県と協議し分担すること。）。)
- ・関係機関・団体等（県含む。）との連携によりマッチングを効果的・効率的に進めるための工夫をすること。

- ・支援案件毎に対応実績を記録すること。

<活用マッチング>

- ・開発側・利用側双方の合意が得られた案件毎に利用現場でのロボットの試用・運用（以下、「試用等」という。）をコーディネータが支援すること（試用等にあたり安全に十分配慮すること。また、利用側の受け入れ準備の負担が大きいと認められるロボットについては、模擬環境による試用でも差し支えない。）。
- ・試用等に際し、コーディネータは現場に立ち会うことが望ましい。但し、コーディネータから支援対象者に事前に十分な情報提供がなされ、支援対象者が必ずしも立ち合いを求めない場合には必須ではない。
- ・支援対象者に支援実施後の取組状況やロボット導入・活用の意向等をヒアリングするとともに、必要に応じて助言等を行うこと。

<開発マッチング>

- ・開発側が求める協業によるロボットやロボットソリューションの開発が、現場ニーズに適ったものであるか事前に精査した上、マッチングを行うこと。
- ・協業先候補となる他企業等の選定は、県と協議、連携して行うこと。
- ・協業に向けた検討の合意が得られた案件について、コーディネータは検討状況の把握と必要な助言を行うこと。
- ・支援対象者に支援実施後の取組状況や協業の意向等をヒアリングするとともに、必要に応じて助言等を行うこと。

ウ 支援件数

- ・20件程度（（1）相談窓口の相談件数と（2）マッチング支援件数の計）

（3）ロボット活用による改善提案・導入支援

ア 業務改善モデルケース創出チームの編成

- ・業務改善の専門家によるアドバイザー機関（以下、「アドバイザー機関」という。）を設置し、（1）（2）にて相談助言・マッチング支援を実施する介護施設の中から、アドバイザー機関による支援が効果的と考えられる利用側を選定し、現状分析や改善提案などを実施したうえで、業務改善に結び付けられる介護ロボットの導入・活用を伴走的に支援するため、アドバイザー機関、利用側及びコーディネータからなる業務改善モデルケース創出チーム（以下、「チーム」という。）を編成すること。

イ アドバイザー機関及び利用側のチームへの参加条件

- ・チームの会合に継続的に参加でき、現場でのロボットの試行導入や効果検証等に対応可能であること。
- ・公開を前提としたチームの活動レポート（下記 オ 参照。）の作成に協力すること。

ウ 対象機器

- ・愛知県内に事業所を有する企業・団体が開発したもの又は「あいちロボット産業クラスター推進協議会」の会員企業・団体等が、愛知県内の企業・大学等と共同開発したもので県内産業への波及効果が見込めるものを対象とする。

エ チームの活動

・ 下記事項の明確化

- ① 利用側の現状把握・分析
- ② ロボットを活用した改善提案
- ③ 試行導入により評価すべき項目
- ④ 参加するコーディネータの役割
- ⑤ ロボットの利用者及び利用環境
- ⑥ ロボットの運用方法

・ ロボットの試行導入による評価・効果検証の実施（安全に十分配慮すること。）

・ その他、チームで合意して実施する活動

オ 活動レポート（モデルケース）の作成

・ チームの活動成果を活動レポート（モデルケース）としてまとめること。活動レポートは現場の業務改善に結び付けられる介護ロボットの導入・活用に向けた取組事例として、開発側及び利用側のどちらからも参照できる内容とし、参加したアドバイザー機関及び利用側からのコメント（チームでの活動に関する意見・感想等）を含めて作成すること。

カ フォローアップ

・ 支援対象者に今後の取組やロボット導入・活用の意向等をヒアリングするとともに、必要に応じて助言等を行うこと。

キ 支援件数

・ 2件以上

（4）事業のPR

- ・ 本事業を周知するチラシを作成すること。
- ・ 本事業の活動についてPRする場（オンラインでも可。）を2回以上設けること。また、このPRの場において、これまでの「介護・リハビリ支援ロボット活用促進事業」の成果事例を発表すること（県と連携する場合、実施に係る業務と費用とは、県と協議し分担すること。）。

（5）事業実施報告書の作成

- ・ 上記（1）～（4）で実施した支援等の内容をまとめ、事業実施報告書として県に提出すること。
- ・ 事業実施報告書には、支援対象者の機密に関わる事項は含めないこと。

6 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

（1）人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

（2）交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

7 成果物

- ・事業実施報告書（A4 判縦） 2 部
- ・上記の電子データ 1 式
- ・その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

8 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

9 その他

- (1) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (2) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。また、コーディネータの人件費の計上にあたっては、出勤簿等の整理をすること。
- (4) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 本事業を実施することにより発生した知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。）については、受託者に帰属するも

のとする。ただし、本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。

(8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(9) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(10) その他、本仕様書に定めのない事項は、県との協議により定めるものとする。